

「農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針」(県基本方針)について

平成8年7月1日公表
長野県農政部

1 策定の趣旨

都市との交流を通じた農山村の活性化を図るため、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」(平成7年4月1日施行)に基づき、農山村における農村滞在型余暇活動の推進に必要な機能の整備のあり方について基本的な方向を定めた。

2 基本方針の概要

(1) 機能整備の基本事項

- ア 生産環境、生活環境及び余暇活動環境の調和
- イ 農林水産物や伝統文化、自然資源等を生かした余暇活動の場の提供
- ウ 新たな農山村文化の創造への取り組み
- エ 都市との交流に対する地域住民の主体的な取り組み
- オ 体験施設や宿泊施設等の一体的整備
- カ 地元産農林水産物の利用や就業機会の確保による農家所得の向上と地域の活性化

(2) 整備地区の設定の要件

- ア 農業振興地域内
- イ 環境と調和した農地等の有効利用
- ウ 良好な農村景観の形成
- エ 余暇活動に対する高い住民意識、伝統的文化の保存・継承

(3) 整備地区における土地利用の方向

- ア 農地等の農業資源が持つ多様な機能と調和のとれた利用
- イ 農地等の利用や保全などについて、協定の締結の推進

(4) 施設の整備方針

- ア 地域の特性を生かした魅力的な施設整備
- イ 女性や高齢者の能力が発揮できるような施設の整備・運営
- ウ 周辺の農業生産環境や生活環境の保全
- エ 宿泊施設や飲食物の提供施設設置に当たって、関係法令の遵守

(5) その他必要な事項

- ア 交流人口の安定確保
- イ 情報の受発信体制の整備
- ウ 既存施設の活用と観光資源との連携
- エ 外国人にもわかりやすいPRパンフレットの作成等
- オ 市町村における支援体制の整備

(本文)

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

平成8年7月
長野県

第1 基本的な考え方

国民の価値観が「もの」の豊かさから「こころ」の豊かさへと変化する中で、都市の人々が農山漁村に対して、農林水産物の生産という基本的な機能のみではなく、農林漁業体験や地域に根ざした文化の体験を通じた人と人との交流の場の提供などの機能にも関心を寄せています。

また、農林漁業者も、都市の人々との交流をきっかけにして、消費者への生産物の直接販売や、地域の特徴を生かした特産物づくりなどの新たな所得の確保や就業機会の拡大への取り組みを進めています。

長野県では、南北に長く標高差も大きいなどの自然条件を巧みに利用して、水稲、園芸作物、畜産等の多様な農業や、広大な林野を利用した林業、湖や河川を利用した内水面漁業が展開されています。また、森林や湖沼などの豊かな自然、名所旧跡や博物館などの文化施設、スキー場などのスポーツ施設、温泉施設等観光資源が各地に数多く存在しています。

このような状況を踏まえ、農林漁業資源と観光資源を連携させながら、地域の特徴を生かした都市と農山村の交流を促進し、農山村の活性化を進めるために、この基本方針を定めるものとします。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

次のような地域づくりを目標として農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を進めるものとします。

- ア 農業者にとって良好な生産環境であること、住民にとって快適な生活環境であること、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい環境であることの三つの環境が同時に満たされること。
- イ 地域ならではの農業・農産物・郷土料理や文化・芸能、動植物などの自然資源を生かした多様な農村滞在型余暇活動の場を提供できること。
- ウ 地域の特徴を生かした新しい農村文化の創造に取り組むこと。
- エ 地域の住民が主体となった交流が行われ、都市と農村の相互理解が促進されること。
- オ 体験施設や宿泊施設などが相互に連携し、一体的に整備されること。
- カ 農村滞在型余暇活動の機能の整備を進めることが、地域の特色ある農産物の生産振興や就業機会の確保に結び付き、農家所得の向上や地域の活性化が図られること。

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

機能の整備を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとします。

- ア 地域住民の主体的な取り組みを尊重すること。
- イ 農産物及び農産加工品の開発、市場調査及び販売促進等に留意すること。
- ウ 農作業体験者の安全の確保や指導技術の向上のため、指導者の研修に努めること。
- エ 農産物加工や農村文化の伝承などについて、女性や高齢者の持つ経験や技能が生かされるように配慮すること。
- オ 施設の設置に当たっては、土地利用関係法令等の適切な運用を図ること。
- カ 良好な農村景観などの農村資源の再評価及び保全に努めること。
- キ 農村滞在型余暇活動を進める関係者の交流を促進し、相互の連携に努めること。

- 2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下第2において「整備地区」という。）の設定に関する事項
 整備地区は、次の要件を満たすものとします。
- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内であること。
 - (2) 整備地区内の相当部分を農用地等が占めていること。
 - (3) 農地などが周囲の環境と調和し、かつ、有効に利用されていること。
 - (4) 良好な農村景観が形成されていること。
 - (5) 農村滞在型余暇活動に対する地域住民の意識が高く、伝統文化が保存・継承されており、施設の運営などに必要な人材が育成されていること。
- 3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項
 整備地区における土地利用については、次の事項に留意するものとします。
- (1) 農地などの農業資源の持つ多様な機能を認識し、調和のとれた利用を図ること。
 - (2) 地域の農業生産と農作業体験の場の調整や、地域固有の農村景観を保全するため、地域住民による農用地等の利用や保全などについての土地の利用に関する協定の締結などの推進に努めること。
- 4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項
 農作業体験施設等の整備に当たっては、次の事項に留意するものとします。
- (1) 自然条件などの地域の特性を生かす創意工夫を行い、魅力的な施設の整備に努めること。
 - (2) 利用者が農業や農村に対する理解を深められるよう、地域の農業や文化などについての調査・研究、資料の整備等について配慮すること。
 - (3) 施設の計画については、関係者による十分な検討を行うとともに、地域住民の意向についても配慮すること。
 - (4) 施設の運営においては、特に、女性や高齢者の意向を踏まえ、その能力が発揮できるように配慮すること。
 - (5) 四季を通じた施設の利用と、利用者の要望の変化に柔軟に対応できる施設設計や運営体制の整備に努めること。
 - (6) 施設の計画的な配置と既存施設を含めた施設間の連携に努めること。
 - (7) 施設周辺の農業生産環境及び生活環境の保全に留意すること。
 - (8) 宿泊施設及び飲食物を提供する施設の運営に当たっては、関係法令を遵守すること。また、類似施設との調整に配慮すること。
- 5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項
- (1) 農業振興地域整備計画、その他農業の振興又は農村の整備に関する諸計画との調和を図ること。
 - (2) 整備地区内の施設の連携を図るため、施設運営者など関係者の組織化に配慮すること。また、市町村内に複数の整備地区を定めた場合は、整備地区間の連携に配慮すること。
 - (3) 整備地区内で提供される飲食物には、地元で生産された農産物を利用するなど、整備地区内の関係者の様々な連携を促進するための協定の締結などに努めること。
 - (4) 市町村の範囲を越える農村滞在型余暇活動に対応するため、近隣の市町村との連携に努めること。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

次のような地域づくりを目標として山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を進めるものとします。

- ア 林業者にとって良好な生産環境であること、住民にとって良好な生活環境であること、山村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい緑豊かな環境であることの三つの環境が同時に満たされること。
- イ 地域ならではの特徴、歴史、文化及び森林の持つ水源のかん養、環境保全などの多様な機能を生かした山村滞在型余暇活動の場を提供できること。
- ウ 地域の特徴を生かした新しい山村文化の創造に取り組むこと。
- エ 地域の住民が主体となった交流が行われ、都市と山村の相互理解が促進されること。
- オ 体験施設や宿泊施設などが相互に連携し、一体的に整備されること。
- カ 山村滞在型余暇活動の機能の整備を進めることが、地域の特色ある林産物の生産振興や就業機会の確保に結び付き、林家所得の向上や地域の活性化が図られること。

(2) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

機能の整備を進めるに当たっては、次の事項に留意するものとします。

- ア 地域住民の主体的な取り組みを尊重すること。
- イ 林産物及び林産物加工品の生産・開発、市場調査及び販売促進等に留意すること。
- ウ 林業体験者の安全の確保や指導技術の向上のため、指導者の研修に努めること。
- エ 女性や高齢者の持つ経験や技能が生かされるように配慮すること。
- オ 施設の設置に当たっては、森林法等関係法令等の適切な運用を図ること。
- カ 地域の特性を生かした林業の振興及び森林の持つ多様な機能を考慮した施設の整備に努めること。
- キ 山村滞在型余暇活動を進める関係者の交流を促進し、相互の連携に努めること。

2 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

- ア 自然条件などの地域の特性を生かす創意工夫を行い、魅力的な施設の整備に努めること。
- イ 利用者が林業や山村に対する理解を深めることができるよう、地域の伝統的な林業や文化などに配慮した施設整備に努めること。
- ウ 施設の計画については、関係者による十分な検討を行うとともに、地域住民の意向についても配慮すること。
- エ 施設の運営においては、特に、女性や高齢者の意向を踏まえ、その能力が発揮できるように配慮すること。
- オ 四季を通じた施設の利用、林業体験などの要望の変化に柔軟に対応できる施設設計や運営体制の整備に努めること。
- カ 施設の計画的な配置と既存施設を含めた施設間の連携に努めること。

(2) その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して必要な措置に関する事項

- ア 地域森林計画及び市町村森林整備計画、その他林業の振興又は山村の整備に関する計画との調和を図ること。
- イ 整備地区内の施設の連携を図るため、施設運営者など関係者の組織化に配慮すること。また、市町村内に複数の整備地区を定めた場合は、整備地区間の連携に配慮すること。
- ウ 整備地区内で提供される飲食物には、地元で生産された林産物を利用するなど、整備地区内の関係者の様々な連携を促進するための協定の締結などに努めること。
- エ 市町村の範囲を越える山村滞在型余暇活動に対応するため、近隣の市町村との連携に努めること。
- オ 地域及び施設周辺の自然環境、生活環境の保全に留意すること。

第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

長野県では、漁村滞在型余暇活動は農村滞在型余暇活動及び山村滞在型余暇活動と一体的に行われているため、地域づくりの目標は、第2の1の(1)の事項を基本としますが、実施場所が湖や河川などの内水面であるため、次の事項を加えるものとします。

- ア 湖や河川などを利用する漁業及び観光産業と調和すること。
- イ 漁村滞在型余暇活動を行うにふさわしい水環境が保全されること。

(2) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

機能の整備のあり方と同様に、第2の1の(2)を基本として、次の事項を加えるものとします。

- ア 地域の漁業生産と連携し、水産物の販売促進などに留意すること。
- イ 内水面の円滑な利用を図るため、関係法令の適切な運用により、地域の漁業者及び観光業者との調整に努めること。

2 その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

第2の4及び5と同様とします。

第5 その他

1 交流人口の安定確保

各施設ごとに運営や誘客に工夫を凝らすとともに、自治体・企業・各種団体等との連携などにより、年間を通じた交流人口の確保に努めるものとします。

2 情報の受発信体制の整備

利用者側への農山村側の情報提供や、利用者の要望把握などに努めるとともに、情報提供の方法や把握した要望の活用方法についての研究を進めるものとします。

3 既存施設の活用

宿泊施設として公営宿舎を活用するなど、既にある施設の活用に努めるものとします。

4 観光資源との連携

農山漁村滞在型余暇活動の魅力を高めるために行う観光資源との連携について検討を進めるものとします。

5 国際化等への対応

PRパンフレットや施設の案内の作成に当たっては、英語などによる表記を併記するなど、外国人にもわかりやすい表現に心掛けるものとします。

6 支援体制の整備

市町村は、農林漁業関係者、商業・観光関係者等から構成される農山漁村滞在型余暇活動の調整・支援を行うための組織を設置するなど、農林漁業者の取り組みに対する支援に努めるものとします。

「農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画」の策定市町村一覧表

市町村名	承認年月日	主要施設等整備内容	農林漁業体験
下條村	H9.2.26	(計画) ・農産物加工ふるさと交流センター ・農村文化交流センター ・遊歩道 ・森林整備(除・間伐、枝打ち) ・「ギフチョウ」の生息環境の保全 (整備済)・観光果樹園 等	・そば打ち ・農村文化伝習、体験 ・果樹のもぎとり ・森林浴 ・バードウォッチング ・植物観察 等
小布施町	H9.2.26	(計画) ・いちご園 ・花加工施設	・いちごもぎとり ・ドライフラワー等の作成実習、展示、販売
飯山市	H9.3.31	(計画) ・交流センター ・ふれあい広場 ・農村滞在宿泊施設 ・関田山麓遊歩道 ・富倉峠道整備 ・森林整備(下草刈り、除・間伐、枝打ち) ・林道改良舗装 ・水鳥遊歩道 ・溪流散策路 等 (整備済)・オーナー園 ・収穫体験園 ・小菅山自然探勝路 等	・きのご狩り ・山菜とり ・農作業体験(水稲、すいか) ・収穫体験(いちご、アスパラ) ・自然体験 ・森林浴 ・自然観察 ・野鳥観察 等
辰野町	H9.3.31	(計画) ・食の健康拠点施設 ・クラインガルテン ・りんごオーナー園、もぎとり園 ・林内歩道 ・自然観察ゾーン ・森林整備(除・間伐、枝打ち) ・林内作業路 等 (整備済)・しだれ栗森林公園	・そば打ち ・わらじ編み ・りんご農作業・もぎとり体験 ・森林浴 ・バードウォッチング ・植物観察 ・炭焼き 等
宮田村	H9.3.31	(計画) ・りんごオーナー園 ・加工体験施設	・りんご農作業・もぎとり体験 ・五平もち・そば加工体験
明科町	H9.3.31	(計画) ・農産物加工直売施設 ・農村都市交流施設 ・東屋 ・遊歩道 ・親水公園 等 (整備済)・野菜もぎとり体験農園 ・森林体験交流センター 等	・野菜等の収穫体験 ・森林浴 ・バードウォッチング ・植物観察 ・山菜採り ・炭焼き ・ニジマスの調理体験 等

市町村名	承認年月日	主要施設等整備内容	農林漁業体験
明科町	H9.3.31	(計画) ・農産物加工直売施設 ・農村都市交流施設 ・東屋 ・遊歩道 ・親水公園 等 (整備済) ・野菜もぎとり体験農園 ・森林体験交流センター 等	・野菜等の収穫体験 ・森林浴 ・バードウォッチング ・植物観察 ・山菜採り ・炭焼き ・ニジマスの調理体験 等
豊科町	H9.3.31	(計画) ・総合交流ターミナル施設 ・遊歩道 ・栈橋 等 (整備済) ・観光農園 ・学童農園 等	・果樹のもぎとり ・農作業体験 ・自然体験 ・食体験 ・ニジマスの調理体験 等
三郷村	H9.3.31	(計画) ・農林漁業体験実習館 ・りんごオーナー園 ・農産物直売施設 (整備済) ・観光果樹園 ・学童農園 等	・りんご、味噌、餅、パン、 野菜等の加工 ・りんご農作業・もぎとり体験 等
野沢温泉村	H9.3.31	(計画) ・農村体験交流センター ・農園整備 ・遊歩道 ・体験の森(山菜園他) ・森林整備(除・間伐、枝打ち) ・林道舗装 等 (整備済) ・農林産物加工体験施設	・農作業体験(野沢菜、アスパラ) ・農産物加工体験(〃) ・炭焼き ・木工 ・竹加工 ・山菜採り ・森林浴 ・バードウォッチング 等
伊那市	H9.12.17	(計画) ・いちごもぎ取り園 ・農産物加工・直売所 ・交流センター ・ふれあい広場 ・体験農園 ・体験牧場 等 (整備済) ・ふれあい農園 ・体験・交流施設	・りんご・いちご・スイートコーン等の 収穫体験 ・農作業体験 ・自然観察 ・工芸体験 ・牧場体験(ダチョウ・木曾馬) ・食体験 ・カントリーウォーク
飯田市	H9.12.17	(計画) ・体験農園 ・農産物等加工・販売・体験施設 ・宿泊施設 ・林産物加工体験施設 ・イベント広場 ・遊歩道 等 (整備済) ・観光果樹園 ・木工体験施設	・りんご・なし等のもぎとり体験 ・農作業体験(棚田オーナー制) ・農産物加工体験(漬物、ジャム加等) ・わら・竹細工 ・木工 ・きのこ菌打ち ・森林浴 ・バードウォッチング

市町村名	承認年月日	主要施設等整備内容	農林漁業体験
木島平村	H9.12.17	(計画) ・農村体験交流施設 ・体験農園 ・農畜産物加工体験施設 ・林業体験施設 ・菌茸加工体験施設 ・木材加工体験施設 等 (整備済) ・観光果樹園 ・稲作体験農場 ・農産物加工施設 ・内山手透和紙体験施設	・農作業体験 ・乳製品加工体験 ・林業体験学習 ・菌茸加工体験 ・木材加工体験 ・内山手透和紙体験
長門町	H10.3.31	(計画) ・総合交流センター ・農産物加工施設 ・農業体験農園 ・山菜農園 ・遊歩道 ・林産物直売所 等 (整備済) ・原始古代ロマン体験館 ・ふるさとセンター	・農作業体験 ・農産物加工体験(そば打ち等) ・牧場体験 ・和紙手作り体験 ・山菜栽培教室 ・溪流釣り体験 ・森林浴 ・自然体験
東部町	H10.3.31	(計画) ・体験農園 ・農村滞在宿泊施設 ・農業公園(加工体験、食体験等) ・遊歩道 ・森林整備 ・自然探勝園 等 (整備済) ・農林漁業体験実習館 ・農畜産物処理加工施設	・加工体験 ・農作業体験 ・食体験 ・森林浴 ・自然探索
箕輪町	H10.3.31	(計画) ・観光果樹園 ・農産物直売施設 ・ふれあい広場 ・森林整備 ・遊歩道 (整備済) ・町民農園	・りんご・なし等のもぎとり体験 ・搾乳体験 ・牧場体験 ・乳製品加工体験 ・森林浴 ・野鳥・植物観察
松本市	H10.3.31	(計画) ・農林漁業体験実習館 ・農畜産物直売施設 ・農園付きオートキャンプ場 (整備済) ・農村公園 ・ふれあい広場	・陶芸体験 ・草木染め体験 ・農作業体験 ・地域文化とのふれあい

農村滞在型余暇活動機能整備計画（市町村計画）（例）

農村滞在型余暇活動機能整備計画
（市町村計画）

平成年〇月
地区
〇〇県〇〇郡〇〇町

第1 基本的な考え方

本町における農山漁村滞在型余暇活動に資するため機能の整備は、農用地の有効利用を中心課題として、農林漁業の総合的な振興を図る観点から積極的に推進を図るものとする。

このため、地域に賦存する美しい自然、伝統文化や多様な農林漁業生産活動を活かした農村滞在型余暇活動及び山村・漁村滞在型余暇活動の円滑な推進を通じて地域の農林漁業の振興及び地域の活性化を総合的に図っていくものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 整備地区の区域

整備地区は、果樹を中心とする農業が行われている〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の5集落を範囲とする地域下記の区域とする。

○整備地区の区域

字、〇〇、〇〇、□□の区域全域

字、△△の〇〇番地～〇〇番地の区域

字、××の〇〇番地～〇〇番地の区域

当整備地区は、町の南部に位置する中山間地域で、海・川・農用地（樹園地・田・畑）、森林と多様で豊かな自然形態を有しており、かつ、これらが良好に保全され美しい農村景観が形成されている地域である。

2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 地区の現況

ア 土地利用の現況

本地区における土地利用については、高速道路のインターチェンジの設置に伴い、近年、工場用地、宅地面積がゆるやかではあるが増加傾向にある。それに伴い農用地面積が減少してきており、この5年間に約〇%減少している。

農用地	農業用施設用地	森林・原野	宅地	工場用地	その他	合計

イ 農業の現況

- (ア) 本地区の農業は、従来からブドウ、桃等の果樹を中心とした農業が行われており、果樹の粗生産額は農業粗生産額の約〇〇%を占めている。
- (イ) 昭和〇〇年に〇〇農協が事業主体となって〇〇加工施設を整備し、ブドウ、桃を使ってワインやジュース等の加工品の生産、販売を行っている。
- (ウ) また、平成〇〇年に本地区内に〇〇高速道路のインターチェンジが設置されたことにより、〇〇方面を中心とした都市住民の入り込み客が増加し観光果樹園を開設する農家が増えつつある。
- (エ) しかし、農産物価格の低迷等から農業所得が伸び悩んでおり、新たな対応が必要となっている。

農家数（戸）				農用地面積（ha）				主要作目（作付面積、飼養頭羽数）				
専業	一兼	二兼	計	田	畑	樹園地	その他	計				

ウ 都市農村交流及び体験・観光施設等の現況

- (ア) 本地区は、国指定の重要文化財の〇〇寺やスキー場等があることから入り込み客が年間〇〇万人あり、近年、増加傾向にある。
- (イ) 本町は、〇〇県〇〇市との提携交流を平成〇年度から実施してきており、本地区の体験農園、加工等体験施設の利用や果樹のオーナー制度などが行われている。
- (ウ) 本地区には、古くから伝わる「〇〇踊り」の伝承活動や「〇〇人形」など民芸品づくりなど文化的活動も活発に行われている。
- (エ) また、本地区には、民宿が多く、なかでも農業者が経営する民宿は〇〇軒あり、全民宿の〇〇%を占めている。これら民宿の中には、宿泊者に農作業体験をさせている民宿もみられ、近年、このような民宿が増えてきている。
- (オ) 本地区への入り込み客が増加してきているが、それに対応した体験・交流施設や宿泊施設等の余暇活動機能の整備が不十分な状況にある。

○体験・観光施設等の状況

体験農園	体験・交流施設	スポーツ・レクレーション施設	観光施設	宿泊施設	その他
観光果樹園 〇ヶ所 ha	農業加工体験施設 〇ヶ所 〇棟	テニスコート 〇カ所 スキー場 〇カ所	〇〇寺 (国指定重要文化財)	民宿 〇〇軒 旅館 〇〇軒 バンガロー 〇軒 町営宿泊施設 〇軒	温泉〇カ所 〇〇踊り 〇〇人形
学童農園 〇ヶ所 ha		キャンプ場 〇カ所			
市民農園 〇ヶ所 ha					

- (2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針地区の農業生産活動や賦存する美しい自然景観、伝統文化等多様な諸資源を活かし、都市住民等に対して特産である果樹を中心とした農作業、加工等の農業体験や農村文化・生活の体験等の余暇活動の場を提供する。また、果樹等農産物の販路拡大や農家の就業の場の確保を図り農業の振興と農村の活性化を推進する。
このため、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、以下のように進めることとする。

ア 自然環境の保全や美しい景観づくりに努め、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な農村景観の形成を図る。

イ 都市住民等に農業・農村に対する理解の増進を図るとともに多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地区の農業や地域に賦存する自然、文化等の多様な資源を総合的に利用し、地域の特性を最大限に活用する。

ウ その整備が、農業生産の振興又は農産加工品の開発・販売促進等地区的農業や関連産業の振興に資するものとし、農業所得の向上や就業機会の確保を図り、地域の活性化を進める。

エ 整備を進めるに当たって、地区の農業者等と調整の上、関係法令の適切な運用等により秩序ある土地利用及び施設等の整備を推進する。

オ 地区住民の合意の下に創意工夫と主体的な取り組みによる整備を促進する。

カ 施設等の利用者の安全の確保や農業に対する理解の促進、農作業体験施設等の効率的な運営を図るため、農作業体験等の指導を行うインストラクターや施設の運営等を行う人材の育成を図る。特に、女性・高齢者の活用に配慮する。

キ 山村・漁村滞在型余暇活動に係る施設整備の事業者とともに、地域の関係者の組織化を図り、地域全体として美しい景観づくり、合理的な土地利用、施設間の連携等による施設の合理的かつ効果的な運営、ホスピタリティの向上、集客等を行い、余暇活動機能の効果的な整備を促進する。

3 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項

(1) 整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては、農地その他の農業資源の有する、農産物の生産、国土の保全、公衆の保健休養の場等の多面的な機能が十分発揮されるようにし、農用地、農業施設用地、農家の住宅用地、林地、水辺地等について地域に固有の農村景観に配慮しつつ良好な農村景観の確保を図るとともに、農作業体験等の余暇活動の場を確保することにより、整備地区を訪れる人々に快適な環境を提供することができる地域となるよう、土地利用の調整に努める。

(2) 土地利用の方針

ア 良好な農村の景観の維持・形成

- (ア) 農用地については、農業生産の場として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、景観形成作物の栽培、農道の環境整備を図ることにより良好な農村景観の維持・形成に努める。
- (イ) 農業施設用地については、騒音、悪臭等により周囲の環境を悪化させないように配慮する。
- (ウ) 農家の住宅用地においては、建物の色彩の統一、生垣の植栽等により周囲の農村景観との調和を図るなど、良好な農村景観の維持・形成に努める。
- (エ) 林地については、農村景観の中心となる△△神社の森の保全、屋敷林の保全等を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。
- (オ) 水辺地については、良好な農村景観を確保するために、□□池の保全及び親水機能の整備、周囲の景観との調和に配慮した××用水の維持管理を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用

- (ア) 農村滞在型余暇活動を提供するために継続的に農作業の体験の用に供することが必要な農用地等として、観光果樹園、学童農園又は市民農園（以下「体験農用地」という。）を設ける。
- (イ) 体験農用地については、農作業体験の用に供するため、農用地等として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、花木の植栽を図ることにより良好な農村景観の維持・形成に努める。

(3) 土地利用に関する協定の活用

地域住民の合意のもとに農村滞在型余暇活動に資するための農業資源の保健機能の増進を図るため、整備地区において土地の利用に関する協定の活用を図る。
協定においては、農用地の保全及び利用に関する事項を定めるとともに、農用地その他の農業資源の保健機能の増進に関する事項を定める。

4 農作業体験施設等の整備に関する事項

本地区における都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農業及び関連産業の振興を図るため、交流の基盤となる施設等の整備を進めることとし、本地区の特産である果樹を中心としたもぎとり等の体験農園、直売施設や加工体験施設の整備を進めるほか、農業に対する理解の促進を図るため、特産である○○、○○、○○の品種、栽培、加工等に関する写真、資料等を展示するフルーツ博物館（仮称）や都市住民が滞在するためのバンガロー等の宿泊施設を整備する。

また、町が事業主体になって設置する○○施設については、地元の農業者等で組織する組合に管理委託することにより、農家の所得の向上を図る。

○農作業体験施設等の整備計画

体験農園	体験・交流施設	スポーツ・レクリエーション施設	観光施設	宿泊施設	その他
観光果樹園 ○ヶ所 ha	農業加工体験施設 ○ヶ所 ○棟	テニスコート ○カ所○面 スキー場 ○カ所	○○寺 (国指定重要文化財)	民宿 ○○軒 旅館 ○○軒 バンガロー ○軒	温泉○カ所 ○○踊り
学童農園 ○ヶ所 ha		キャンプ場 ○カ所		バンガロー ○軒	○○人形
市民農園 ○ヶ所 ha				町営宿泊施設 ○軒	

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 町内の各整備地区代表者等からなる○○連絡協議会を組織し、誘客のためのPR活動やイベントの開催を行うとともに、サービス水準の向上、人材の育成等について連携した活動を展開する。
- (2) 農産物直売施設、農産物加工体験施設、体験民宿等宿泊施設等へ供給する農産物、食材について施設の運営者と生産者組織による利用・供給協定の締結を推進し、地域農産物の利用・販売促進とその安定供給を図る。
また、有機農産物のブランド化を図るため○○を栽培している農業者間で土づくりや栽培方法についての協定を締結する。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 機能の整備地域

整備地区に隣接する景観に恵まれた○○山とその周辺及び○○地区の○○川流域とし、その範囲は、別添位置図のとおりとする。

(2) 地域の林業等の現況

ア 林業等の現況

本地域の森林面積は、○○haであり、林分構成は、スギ、ヒノキを主体とする人工林が森林面積の約○○%を占め、その他は、ブナ、ミズナラ、ネズコ、コメツガ等の天然林が分布している。

なお、この内、主伐期を迎え建築用材等として利用可能な林分が森林面積の約○○%、利用間伐林分が、約○○%であり、これらの蓄積は、約○kmを有するものの、木材価格の低迷により、収益の減少または、伐採の見合わせにより林業所得の減少となっている。

林業及び林産業については、スギ、ヒノキの建築用材を主体とする生産が生産量全体の72%を占めており、○○地区に存する製材業者により加工され、○○材として、○○県○○市方面に出荷されている。

また、明治以来、続いてきている家具用材の生産とブナ、ミズナラを使った家具の加工が行われているが、優良な天然林資源の減少により、その生産は、年々減少している。このため、昭和60年から、森林組合を中心に優良な天然林資源の育成に努めている。

イ 都市山村交流及び体験・観光施設等の現況

本地域の最大資源は、多様で美しい森林や木工等の伝統文化であることから、町として、この資源を活かし、地域の活性化を図るための施設の充実に努めている。

また、地域住民や民間企業の活力を最大限に生かすとともに、地域のアイデアを取り入れた施設の設定に努めている。

○体験・観光施設等の現況

林業体験	林産加工体験	スポーツ・レクリエーション	観光施設	宿泊施設	その他
体験の森 ○○ha (○～○月)	○○林産物加工 体験施設 ○箇所	○○キャンプ場 ○箇所 (○～○月) ○○登山道 (○～○月)	○○森林公園 森林科学館	ケビン 10棟 民宿 ○○軒 旅館 ○○軒	直売所

3) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

地域の林業生産活動や賦存する多様で美しい森林や伝統文化の諸資源を生かし、都市住民に対して森林浴、バードウォッチング、植物観察・採取の場を提供することにより、木材や特産林産物の販路拡大や林家の就業の場の確保を図り、林業の振興、森林整備の促進及び山村の活性化を推進する。

このため、山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、以下のように進めることとする。

- ア 都市住民の森林、林業に対する理解の醸成を推進するほか、地域防災や水資源の安定的確保に配慮しつつ、森林資源、多様な植生、文化等を総合的に活用し、地域の特性を最大限に発揮する。
- イ その整備が、地域林産物の生産振興又は、林産加工品の開発・販売促進等、地域の林業、林産業の振興に資するものとし、林業所得の向上や就業機会の確保を図り、地域の活性化を進める。
- ウ 整備を進めるに当たっては、地域の林業者、森林所有者、〇〇営林署、〇〇流域林業活性化センター、〇〇森林組合、その他関係機関と調整の上、関係法令の適切な運用等により、秩序ある整備を推進する。

また、地域の動植物の生態を十分把握し、交流のための資源として最大限に活用するとともに、必要な動植物については、その保護、育成を図る。

- エ 地域住民の創意工夫と主体的な取り組みによる整備を促進する。
- オ 農村・漁村滞在型余暇活動に係る施設整備の事業者とともに、地域の関係者の組織化を図り、地域全体として美しい景観づくり、合理的な森林・土地利用、施設間の連携等による施設の合理的かつ効率的な運営、ホスピタリティの向上、集客等を行い、余暇活動機能の効果的な整備を推進する。

2 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な事項

(1) 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

都市住民等の滞在を促進し、森林・林業の理解の醸成を図るため、交流の基盤となる施設等を以下のとおり整備する。

また、森林所有者の協力のもとに、景観の保全のための森林の整備を積極的に進めることとする。

〇山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備計画

施設の種類	位置(設置場所)	規模	機能	事業主体
〇〇憩いの森	〇〇	〇〇ha、山菜園〇ha、歩道〇〇〇m	森林浴、野鳥観察、山菜の採取	〇〇町
林産加工体験施設	〇〇	炭焼施設〇基、加工施設等〇棟等	炭焼き体験、木工、竹加工体験	〇〇森林組合
森林整備	〇〇	〇〇ha、除・間採、枝打ち	景観の向上、植物の観察	個人
林道改良舗装	〇～〇	L:〇〇〇〇m W:〇m	交通アクセス機能の向上	〇〇町
遊歩道	〇～〇	〇〇〇m	森林レクリエーション地域の連携	〇〇町

(2) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置に関する事項

ア 機能の継続的な発揮を確保するため、森林所有者の協力を得て、10年間程度の使用協定の締結を推進する。

イ 〇〇営林署との連携のもとに、〇〇体験ツアーを実施するとともに、〇〇山周辺の森林整備を促進する。

ウ 〇〇類の昆虫の生息数が多い〇〇沼の環境を保全するため、森林所有者及び関係機関との協力体制のもとに、周辺森林の保全・整備を進める。

第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 機能の整備地域

〇〇漁港を中心とした自然海岸が続く××地区の沿岸域とその地先海岸である〇〇岬先端と△△岬先端を結んだ線以東の海域とし、その範囲は、別添位置図のとおりとする。

(2) 地域の漁業等の現況

ア 漁業等の現況

(ア) 漁業の現況

本地域の漁業は、まき網漁業、底びき網漁業、定置網漁業、刺網漁業など沿岸漁業を中心に行われており、産業別生産額からみると、水産業の生産額は当地域全体の〇〇%を占めているものの近年、水産資源の減少により生産量が減少傾向にあり、漁業就業者も減少・高齢化の傾向が顕著であるなど活性化のための対応が急務である。

(イ) 水産加工の現況

加工生産は、干物や塩からの生産割合が多く、その他冷凍品、調味加工等の生産、販売を行っているものの、近年、生産・販売とも伸び悩みがみられる。

(ウ) 水産物の流通の現状

本地域に水揚げされる魚介類のうち、鮮魚(アジ、ブリ、カツオ、イカ、タイ等)については、県内の消費地に出荷されているほか、一部高級魚介類は、東京、大阪方面を中心に出荷されている。また、活魚については、近年、ヒラメを中心に東京、大阪方面への輸送が増大している。

イ 都市漁村交流、体験・観光施設等の現況

(ア) 本地域は、〇〇〇海岸国定公園に指定されているものの、夏の海水浴シーズン以外には訪れる観光客も少ない。

(イ) 地引き網の体験、定置網漁業の見学や、水産物加工体験施設を利用した干物づくり体験等も最近一部に試みられているものの、地域の産業として定着するには至っていない。

(ウ) このため、夏季の観光客を対象とした民宿は多いが、周年営業している民宿は少ない。民宿のうち〇〇軒は、漁業者が経営している。

(エ) 本地域へ訪れる都市住民等は最近、わずかながら増加してきているが、都市住民等のニーズに対応した体験交流施設や宿泊施設等の余暇活動のための機能の整備は不十分な状況にある。

〇都市漁村交流・観光関係施設等の現況

漁業体験	漁業見学	水産加工体験	スポーツ・レクリエーション	観光施設	宿泊施設	その他
地引き網漁業(〇～〇月)	〇〇漁業見学(〇～〇月)	水産加工体験施設〇箇所	海水浴場 〇箇所 キャンプ場 〇箇所 フィッシャーリーナ 〇箇所 ダイビング指導施設 〇箇所 遊漁船 〇隻 釣り棧橋 〇箇所 釣り堀 〇箇所	〇〇〇海岸国定公園	民宿 〇〇軒 ホテル 〇〇軒 旅館 〇〇軒 可営宿泊施設 〇棟	朝市

(3) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

地域の漁業や地域に賦存する美しい自然景観、伝統文化等多様な諸資源を活かし、漁村滞在型余暇活動に資するための機能を整備することにより、都市住民等に多様な余暇活動を提供し、ニーズに応え、また、水産物の販路拡大や漁業者の就業の場の確保を図り、漁業の振興と漁村の活性化を推進する。
このため、漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、以下のように進めることとする。

ア 漁業、水産資源保護、水産物の価値等についての都市住民の理解の増進を図るほか、多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地域の漁業や地域に賦存する自然、文化等の多様な資源を総合的に活し、地域の特性を最大限に活かす。

イ 良好な自然的環境を有する漁場の保全及び漁村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な漁村景観の形成に配慮する。

ウ その整備が、漁業や関連産業の振興に資するものとし、漁業所得の向上や就業機会の確保など、地域の活性化の進展を図る。

エ 整備を進めるに当たって、地域の漁業者と調整の上、関係法令の適切な運用等により、秩序ある整備を推進する。

オ 地域住民の合意の下に創意工夫と主体的な取り組みによる整備を促進する。

カ 農村・山村滞在型余暇活動に係る施設整備の事業者とともに、地域の関係者の組織化を図り、地域全体として美しい景観づくり、合理的な土地利用、施設間の連携等による施設の合理的かつ効率的な運営、ホスピタリティの向上、集客等を行い、余暇活動機能の効果的な整備を推進する。

2 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

都市住民等の滞在を促進し、漁村に対する理解の促進を図るため、交流の基盤となる交流拠点施設、宿泊施設等を以下のとおり整備する。

○漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備計画

施設の種類	位置（設置場所）	規模	機能	事業主体
漁業体験センター	〇〇	1棟〇〇m ²	漁業及び加工等体験指導並びに宿泊	町
水産博物館	〇〇	1棟〇〇m ²	写真、資料等展示	町
直売施設	〇〇	1棟〇〇m ²	地域水産物、加工品直売	〇〇漁協
漁業体験棧橋	〇〇漁港	1棟〇〇m ²	体験客乗降用	町

(2) その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能に關し必要な事項

ア 関係海面の生物資源の保全等機能の継続的な発揮を確保するため、関係漁協内での漁場利用及び漁港利用についての申し合わせづくりを推進する。

イ 漁況及び海況、操業情報等を交換するための関係漁協間の整備を促進する。

ウ 地域の水産業の理解促進に資するよう、地域の水産加工品である××竹輪の生産工程を加工場の協力を得て一般公開できるよう整備する。

第5 その他必要な事項

1 普及宣伝活動の推進

四季を通じて入込客の確保を図るため、イベント等の企画を効果的に行うとともに、パソコンネットワークを利用しての情報発信やマスコミ、交通会社、旅行会社、学校、消費者団体等へ働きかけを行い、誘客のための活動を積極的に展開する。

2 都市側との提携交流の推進

入込客の安定的な確保を図るため、現在、町が行っている〇〇県〇〇市との提携交流を一層推進するとともに、他の都市側の自治体、消費者団体等との提携も進め交流を促進する。

3 他の市町村との連携活動の推進

他の市町村と連携し、都市側への宣伝普及、誘客、行事等の実施や情報の交換等を行い入込客の増大に努める。

4 支援体制の整備

町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合、地域農業改良普及センター、商工会議所等関係機関・団体等からなる〇〇推進協議会を組織し、指導・助言等を行い農山漁村滞在型余暇活動の機能の整備の円滑な推進を図る。

(参考)

附図

- 1 整備地区等の区域図
- 2 土地利用現況図
- 3 土地利用計画図
- 4 観光施設・農作業体験施設等の現況図
- 5 農作業体験施設等の整備計画図